

報告事項エ

鳥取県県立高等学校授業料等減免規則の一部改正について

鳥取県県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則について、別紙のとおり報告します。

平成24年2月9日

鳥取県教育委員会教育長 横 濱 純 一

鳥取県県立高等学校授業料等減免規則の一部改正について

1 規則の改正理由

授業料並びに入学料及び入学選抜手数料の減免については、申請の時期にかかわらず、その支弁が困難であるかどうかを判断するよう所要の改正を行う。

2 規則案の概要

- (1) 非常災害による授業料並びに入学料及び入学選抜手数料の減免について、非常災害が発生してから1年以内に減免の申請を行った場合に限るという要件を廃止する。
- (2) 施行期日は、公布日とする。

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年 1 月31日

鳥取県教育委員会委員長 笠 見 幸 子

鳥取県教育委員会規則第 1 号

鳥取県立高等学校授業料等減免規則の一部を改正する規則

鳥取県立高等学校授業料等減免規則（昭和26年鳥取県教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前		
別表（第3条関係） <table border="1" data-bbox="213 922 772 965"><tr><td>略</td></tr></table>	略	別表（第3条関係） <table border="1" data-bbox="810 922 1369 965"><tr><td>略</td></tr></table> <p>注</p> <p><u>1 授業料の1の項又は入学科及び入学選抜手数料の項に該当することを理由として行う減免は、火災、風水害等の非常災害が発生してから1年以内に減免の申請が行われた場合に限る。</u></p> <p><u>2 授業料の4の項(6)に該当することを理由として行う減免は、事業の倒産、失業、離婚等の事由が発生してから1年以内に減免の申請が行われた場合に限る。</u></p>	略
略			
略			

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。